

コラム④ 緊急時の受入対応の機能としての居室の確保 (西東京市の取組)

コラム③に引き続き、ここでは令和6年7月9日に開催した第1回自立支援協議会担当者連絡会で発表していただいた西東京市の取組を紹介します。地域生活支援拠点等の整備を進めている他自治体から、大変参考になったという声が寄せられた内容です。

西東京市が、地域生活支援拠点等の整備に至った背景には、小学校の跡地活用による障害者福祉施設を整備したことがあります。整備にあたっては、定期借地権方式により事業者を公募、そのときに地域生活支援拠点等として果たせる機能を提案することを、公募要件にしていました。事業者が施設整備をするのと並行して、自立支援協議会の地域生活支援拠点作業部会で整備内容を調整し、整備方針を策定しました。

この跡地に整備された施設では、共同生活援助18名、短期入所2名の事業を実施しており、この短期入所2名分を、地域生活支援拠点等の2つの機能「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場の提供」に充てています。令和3年度から5年度までの間、「緊急時の受け入れ・対応の機能」としては、受入件数33件、受入日数213日、事前登録者48人という実績をあげています。同様に「体験の機会・場の提供の機能」では、受入件数4件、受入日数17日、事前登録者9人となっています。

さらに、「専門的人材の確保・養成の機能」として、強度行動障害、高次脳機能障害、重症心身障害児、医療的ケア児の理解を深める研修や虐待防止研修を令和4年度から実施しています。

地域生活支援拠点等については、障害者総合支援法の改正により、整備が義務化されていることもあり、コーディネーターの配置や緊急時受入れの充足状況などについて質問が相次ぎ、関心の高さが伺われました。

この「令和6年度版 自立支援協議会の動向」でも、今回から地域生活支援拠点等の整備状況に加え、拠点コーディネーターの配置についても掲載しています。

令和7年度の連絡会では、今日的な課題について、各自治体の担当者様に有用となる情報提供に努めてまいります。皆様のご参加をお待ちしています。